

目標設定型排出量取引制度における 県外クレジット*算定ガイドライン

*県外クレジットとは、
埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針別表第5 2
(3)の「県外削減量」をいう。

2026（令和8）年3月

埼玉県環境部

目 次

第1部	はじめに	
第1章	本ガイドラインの目的	1
1	本ガイドラインの目的	1
2	本ガイドラインの位置付けと構成	2
第2章	県外クレジットの考え方	3
1	基本的な考え方	3
2	算定・申請可能な事業所	3
3	クレジットの利用条件	4
4	県外クレジット発行のための全体フロー	5
第2部	県外クレジットの算定方法	
第1章	算定のフロー	7
第2章	算定・申請要件の確認	8
1	算定対象の特定	8
2	事業所の規模の確認	9
3	対策実施の程度の確認	9
第3章	削減量の算定	13
1	削減量の基本算定式	13
2	基準排出量	14
3	目標設定ガス排出量の算定	15
4	県外削減目標率	16
5	削減量算定期間	16
第3部	認定申請等の手続き	
第1章	県外クレジットを発行するための全体のフロー	18
第2章	県外クレジット算定方法等申請書の作成・提出(当初申請)	21
1	申請者	21
2	県外クレジット算定方法等申請書等の作成	21
3	検証機関による検証	22
4	提出書類	22
5	埼玉県の確認及び認定の通知	23
第3章	県外クレジット算定報告書の作成・提出(毎年度の報告)	24
1	県外クレジット算定報告書の作成	24
2	検証機関による検証	24
3	提出書類	25
4	埼玉県の確認	25

第4章	県外クレジット削減量認定申請書の作成・提出(削減量認定申請)	26
1	県外クレジット削減量認定申請書の作成	26
2	検証機関による検証	26
3	提出書類	27
4	埼玉県の確認及び認定の通知	27
第5章	県外クレジットの発行の申請	29
第6章	県外クレジットの有効期間	30
第7章	事業所の名称等の変更	31
1	事業所の名称等の変更	31
2	所有者又は設備更新権限を有する者(所有者等)の変更	31
3	クレジット同意受け者の変更	31

A号様式	県外クレジット算定方法等申請書
B号様式	県外クレジット算定計画書
C号様式	県外クレジット算定報告書届出書
D号様式	県外クレジット算定報告書
E号様式	県外クレジット削減量認定申請書
F号様式	県外クレジットに係る事業所の名称等変更届
G号様式	県外クレジットに係る所有者等変更届
H号様式	県外クレジット算定方法等認定(認定拒否)通知書
I号様式	エネルギー起源CO ₂ 排出量算定資料
J号様式	県外削減量認定(認定拒否)通知書

凡例

下線	: 今回(令和8年3月)改正部分
青い文字	: 東京都環境局の「総量削減義務と排出量取引制度における都外クレジット算定ガイドライン」(令和6年9月改正版)と異なる部分

第1部 はじめに

第1章 本ガイドラインの目的

1 本ガイドラインの目的

本県では、令和5年3月に改正した埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）において、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減するという目標を掲げている。

また、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成21年埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画・実施状況報告書」等の作成・提出を義務付けている。

さらに、大規模な事業所における温室効果ガスの削減を進めるため、平成23年度から目標設定型排出量取引制度（以下「本制度」という。）を導入し、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と連携しながら運用を進めている。

本制度においては、目標達成の履行手段として、自らの事業所での削減に加え、他者の削減量、環境価値等の取得が可能である。

県外クレジットは、埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針（以下「指針」という。）別表第5 2(3)に県外削減量として規定されており、県外の大規模事業所の排出削減量を、取引によって県内の本制度対象事業所（以下「県内大規模事業所」という。）の目標達成に使用できる。

本ガイドラインは、第4削減計画期間において、県外クレジットを一定の基準に基づき正確に算定するための手順を記載したものである。

2 本ガイドラインの位置付けと構成

(1) 本ガイドラインの位置付け

本制度では、排出量取引により、他事業所の目標設定ガス（エネルギー起源 CO₂）の削減量及び環境価値を目標設定ガスの削減量に換算した量である次の6種類の量を取得して、目標達成に充当することができる。

- ・ 超過削減量
- ・ 県内中小クレジット
- ・ 県外クレジット
- ・ 再エネクレジット
- ・ 森林吸収クレジット
- ・ 東京連携クレジット

本ガイドラインは、上記のうち、県外クレジットの量の算定方法及び認定申請方法について定めるものである。

(2) 本ガイドラインの構成

第1部は、本ガイドラインの概要、位置付け及び県外クレジットの考え方について記載したものである。

第2部は、県外クレジットの算定方法について具体的に示したものである。

県外クレジットの算定に必要となる、算定のフロー、算定・申請要件、基準排出量の設定、削減量の算定方法について順を追って記載している。

第3部は、提出が必要な書類等の手続について示したものである。

当初申請書の作成及び認定から、毎年度の算定報告書の作成及び削減量の認定までの流れについて記載している。

第2章 県外クレジットの考え方

1 基本的な考え方

全国的な範囲で事業活動を行っている事業者は、効果的な温室効果ガス排出量の削減について全国的な視点で判断し、削減対策を実施する事業所を決定することもある。

そのことを考慮し、本制度の目的は県内の大規模事業所における温室効果ガス排出量の削減ではあるが、県外に位置する事業所における目標設定ガス排出量の削減も限定的に目標達成への充実に利用できるようにしたものである。

県外クレジットは、基本的には、基準排出量（事業所の範囲における削減の基準となる年度の平均的な排出量により算定する。）と算定対象年度の排出量との差分により求めるものであり、仮定に基づくベースライン排出量からの削減量ではない。

また、基準排出量と算定対象年度の排出量との差分の全てを県外クレジットとして認めるのではなく、削減対策によって削減されたものであることを要するとともに、県内大規模事業所と同様に一定の目標削減率がかかっているものと仮定して、その量を上回る削減量についてのみ、認めるものである。

なお、県外クレジットの対象となる削減量は、目標設定ガス（エネルギー起源 CO₂）の排出量の削減に限られ、その他ガス（非エネルギー起源 CO₂、CH₄、N₂O、PFC、HFC、SF₆、NF₃）の削減については算定できない。

2 算定・申請可能な事業所

指針別表第5 2(3)の規定並びに本ガイドラインで定めるところにより、県外クレジットを算定・申請する事業所（以下「県外大規模事業所」という。）は、次の要件を満たさなければならない。詳細は、第2部第2章を参照すること。

- ① 県外（日本国内に限る。）の事業所（発電所及び変電所*を除く。）であること。
- ② 1年間の規模判定エネルギー使用量が、1,500kL以上であること。
- ③ 基準排出量が15万t-CO₂以下であること。
- ④ 基準年度における地球温暖化対策の推進の程度が「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン」（以下「適合認定ガイドライン」という。）に規定する基準に適合すること。
- ⑤ 当初申請時において計画されている目標設定ガス排出量削減対策（省エネ及び再エネ設備の導入による対策に限る。以下「設備導入対策」という。）の実施による推計削減率が基準年度より後の年度の対策で27%以上であり、かつ、削減量認定申

* 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者及び同項第15号に規定する発電事業者の発電所及び変電所に限る。

請時において実際に実施された設備導入対策による推計削減率が 27%以上であること。ただし、事業所の使用開始から起算して県外クレジット算定可能年度が4か年度以下の場合は6%、9か年度以下の場合は11%、14か年度以下の場合及び14か年度を上回る場合で基準年度を令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までとした事業所（第3章2（2）参照）は16%となる。

- ⑥ 東京都の事業所の場合、東京都総量削減義務と排出量取引制度（以下「東京都制度」という。）において、超過削減量を発行するために東京都への申請、届出等をしていないこと。
- ⑦ 埼玉県・東京都以外の事業所の場合、東京都制度において、都外クレジットの申請、届出等をしていないこと。
- ⑧ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和5年法律第32号)第34条第1項に規定する脱炭素成長型投資事業者が、事業所において化石燃料を使用していないこと。

なお、排出量の削減の実績が県外削減目標量（第1削減計画期間開始年度から県外クレジットの算定が可能な事業所の場合、基準排出量×50%）を超えない限りは、県外クレジットは認定・発行されない。

3 クレジットの利用条件

(1) 発行可能量の上限（売り手側[※]の制限）

県外クレジットは、県内大規模事業所における超過削減量と同様、削減対策によらずに排出量が大幅に減少した事業所が、過大な削減量売却益を得ることがないように、一定の上限を超えた削減量については認めない。また、延床面積の大幅な減少等があった場合には基準排出量を減少するなどの措置を用意する。

なお、発行可能量の上限の詳細は第2部第3章1削減量の基本算定式に示す。

(2) 充当可能量の上限（買い手側[※]の制限）

県外クレジットは、目標達成に無制限に充当できるものではなく、県内大規模事業所ごとに、第1区分の事業所（ビル等）は排出削減目標量の3分の1まで、第2区分の事業所（工場等）は排出削減目標量の2分の1までしか充当できない。

例えば、第2区分の事業所で基準排出量が1万 t-CO₂（目標削減率 50%）の県内大規模事業所の場合、削減計画期間 5年間合計の削減目標量は25,000 t-CO₂となるが、このとき当該事業所が目標達成に充当できる県外クレジットは、約 8,300 t-CO₂が上限となる。

[※] ここでは、便宜的に「売り手」「買い手」という言葉を用いたが、県外クレジットの移転は、必ずしも売買による必要はなく、同一法人内での移転の場合など無償の取引も可能である。

(3) 発行・移転可能な制度

県外クレジットは、本制度でのみ発行や移転が可能である。東京都制度の口座に発行・移転することはできない。

また、県外クレジットの元となる削減量を東京都制度の超過削減量又は東京都外クレジットとして二重に利用することはできない。既に充当を行った県外クレジットの元となる削減量を東京都制度においてクレジット化し、削減義務の充当に利用した場合、埼玉県における充当は効力を失う。

4 県外クレジット発行のための全体フロー

(1) 全体フロー

県外クレジット発行のために必要な手続きは次のとおり。

ア 県外大規模事業所は、事前に、その事業所範囲、基準排出量その他県外クレジットの算定方法等について、県外クレジット算定方法等申請書を作成し、検証機関の検証を受けた後、埼玉県へ申請（以下「当初申請」という。）を行い、埼玉県の認定を受ける。（詳細は第3部第2章参照）

イ 毎年度、県外クレジット算定報告書を作成し、埼玉県へ報告（以下「毎年度の報告」という。）する。県外クレジット算定報告書に係る検証機関による検証については、算定終了年度の算定報告書を埼玉県に報告する時までに行えばよい。（詳細は第3部第3章参照）

ウ 県外クレジットの削減量算定期間の終了後、県外クレジット削減量認定申請書を作成し、埼玉県へ認定申請（以下「削減量認定申請」という。）を行い、埼玉県の認定を受ける。（詳細は第3部第4章参照）

エ 埼玉県へ県外クレジットの発行を申請する。（詳細は第3部第5章及び「目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン」参照）

オ 埼玉県が県外クレジットを申請者の開設した一般管理口座に発行する。

(2) 県外クレジットの有効期間

埼玉県への県外クレジットの削減量認定申請の後、埼玉県から、県外クレジットの削減量を認定する通知があった場合は、当該通知結果を添えて、埼玉県へ「県外クレジットの発行申請」を行うことができる。

埼玉県から発行された県外クレジットを利用できる期間は、認定を受けた削減量の

算定対象年度に応じて異なり、算定対象年度を含む削減計画期間の翌削減計画期間まで利用することが可能である。

第2部 県外クレジットの算定方法

第1章 算定のフロー

県外クレジットの算定は、図1の手順で行う。削減量算定の基となる目標設定ガス排出量の算定に当たっては、公正性、網羅性、正確性等を確保することが求められる。このため、「地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー使用量及びエネルギー起源CO₂排出量算定ガイドライン」（以下「エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドライン」という。）に記されたルールに従って算定を行う必要がある。エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドラインでは、公正性、網羅性を確保するため、公的届出資料を多く引用するとともに、ルールに則って算定されていることについて、埼玉県に登録のある検証機関（以下「検証機関」という。）による検証を行うこととなっている。

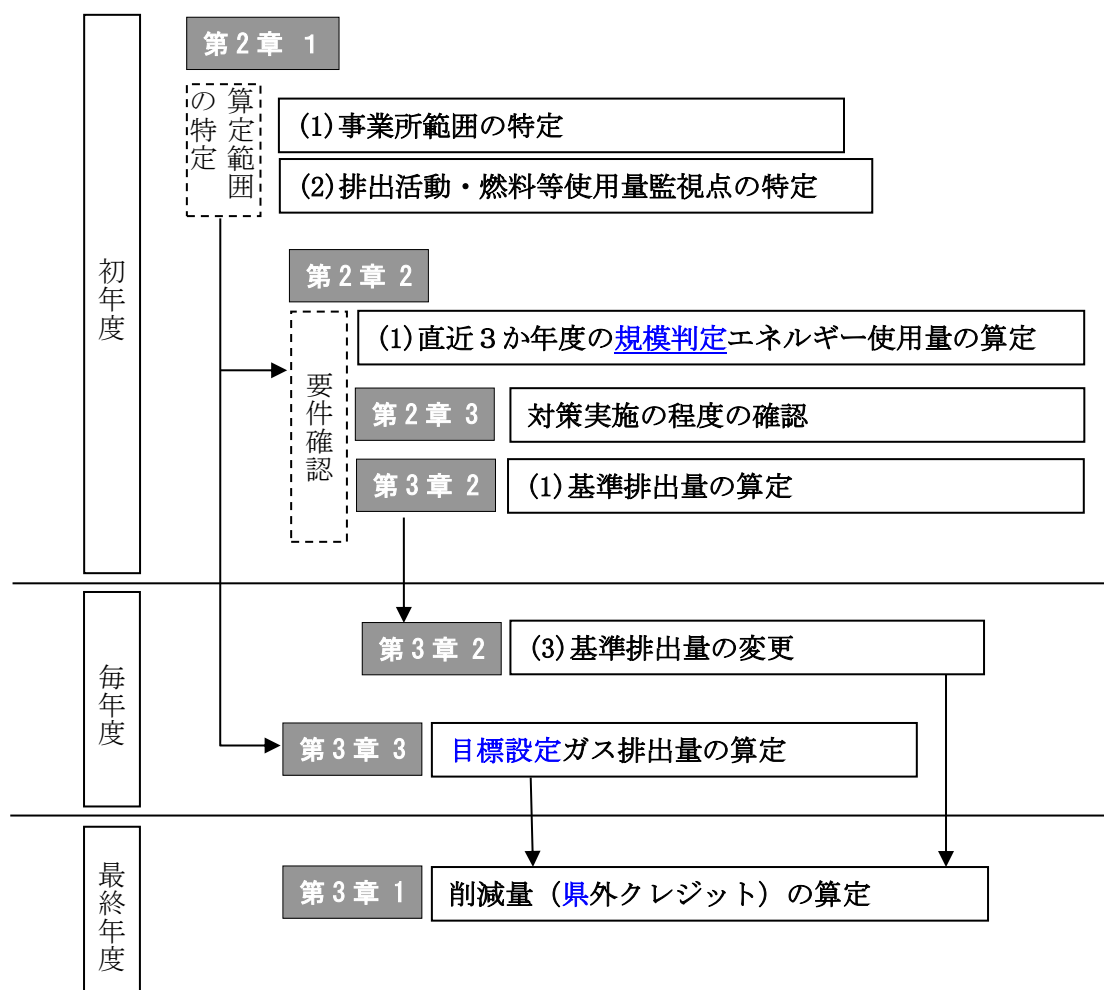


図1 県外クレジットの算定フロー

第2章 算定・申請要件の確認

県外大規模事業所において県外クレジットを算定し、その量の認定を申請するためには、事業所の規模及び排出量削減対策の実施の程度について、一定の要件を満足する必要がある。

本章では、県外大規模事業所が、その要件に該当するかどうかの確認の方法について説明する。

1 算定対象の特定

(1) 事業所範囲の特定

まず、事業所の規模等を確認するための前提として、県外クレジットを算定する単位となる事業所範囲を特定する。

事業所範囲のとりえ方は、県内大規模事業所と同様である。建物又は施設を基本としつつ、次の2点を踏まえて決定される。

- ・ 複数の建物又は施設の間、エネルギー管理の連動性があるか
- ・ 近接し、又は隣接している建物において、共通の所有者がおり、一体的にエネルギー管理を行っているか

詳細は、エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドラインを参照すること。

(2) 排出活動・燃料等使用量監視点の特定

県外大規模事業所の目標設定ガス排出量を算定するため、(1)に基づく事業所範囲における排出活動及び燃料等使用量監視点を特定する。

排出活動・燃料等使用量監視点の特定の方法は、県内大規模事業所と同様である。算定の対象とするもの及び除外するものは、基本的には、次のとおりである。

- ・ 算定の対象
事業所範囲における燃料の燃焼並びに外部から供給された電気及び熱の使用
- ・ 算定の対象から除外するもの
事業所外を移動する自動車等への供給等
- ・ 算定対象から除くことができるもの
少量排出、工事のための燃料等の使用

詳細は、エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドラインを参照すること。

2 事業所の規模の確認

(1) 直近3か年度の規模判定エネルギー使用量の算定

県外クレジットを算定するためには、次の3か年度における県外大規模事業所の規模判定エネルギー使用量がいずれも1,500kL以上であることが必要である。

- ・直近3か年度（県外クレジットの算定を開始する年度の前年度までの3か年度）
- ・ただし、年度の途中から県外大規模事業所の使用が開始された場合にあつては、その使用が開始された年度は3か年度に含めない。

この場合においては、当該3か年度の翌年度（平成23（2011）年度以降の年度に限る。）から県外クレジットを算定できる。

各年度の規模判定エネルギー使用量については、それぞれの年度における燃料等使用量から算定する。燃料等使用量の把握及び規模判定エネルギー使用量の算定の方法は、県内大規模事業所と同様である。詳細は、エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドラインを参照すること。

(2) 基準年度の目標設定ガス排出量の算定

県外クレジットを算定するためには、基準排出量（基準年度における県外大規模事業所の目標設定ガス排出量の年間平均値）が15万t-CO₂以下でなければならない。

基準年度は、第3章で定める方法により事業者が選択することができるが、基準年度の各年度について、それぞれ燃料等使用量を把握し、目標設定ガス排出量を算定する。燃料等使用量の把握及び目標設定ガス排出量の算定の方法は、県内大規模事業所と同様である。詳細は、エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドラインを参照すること。ただし、都市ガスの単位発熱量は、都市ガス事業者ごとに異なるため、各地域の都市ガス事業者が供給する都市ガスの当該年度の単位発熱量を使用する。また、都市ガスの使用量について、県外の都市ガス事業者から供給を受けている場合は、エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドラインに従い、標準状態に換算した値を使用する。

3 対策実施の程度の確認

(1) 基準年度における対策推進の程度の確認

県外クレジットを算定するためには、対象とする県外大規模事業所において、基準年度における地球温暖化対策の推進の程度が、一定の基準を満たさなければならない。

この基準については、県内大規模事業所（新規事業所に限る。）が基準排出量を過去の排出量の実績を用いて算定するために求められる地球温暖化対策の推進の程度と同じ基準とし、「適合認定ガイドライン」に定める。

(2) 対策の計画及び推計削減量の算定

県外クレジットの認定を申請するためには、対象とする県外大規模事業所において当初申請時において計画されている（又は基準年度より後の年度において既に実施された）設備導入対策の実施による推計削減率が 27%以上であり、かつ、削減量認定申請時において基準年度より後に実際に実施された設備導入対策による推計削減率が 27%以上でなければならない。ただし、事業所の使用開始から起算して県外クレジット算定可能年度が 4か年度以下の場合、当初申請時及び削減量認定申請時の推計削減量は、27%でなく 6%、9か年度以下の場合は 11%、14か年度以下の場合及び 14か年度を上回る場合で基準年度を令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までとした事業所（第3章2（2）参照）は 16%となる。

なお、これは認定申請のための要件であって、実際に削減量として算定される量とは必ずしも一致しないことに留意すること。

ア 当初申請時における計画削減量の算定

当初申請における推計削減率は、県外クレジットの削減量算定期間（詳細は第3章 5を参照）における設備導入対策の効果による目標設定ガス排出量の削減量の推定値（以下「推計削減量」という。）の合計を県外クレジットの削減量算定期間の各年度の基準排出量の合計で除した値である。

推計削減率の算定の手順としては、（ア）～（ウ）の次のとおりである。

- （ア） まず、県外大規模事業所において、基準年度より後の年度に実施する、又は実施した設備導入対策を、実施済みのもの、今後実施予定のものを含めて一覧にする。例えば、令和7（2025）年度に申請する場合において、基準年度を平成14（2002）年度から平成16（2004）年度としたときには、平成17（2005）年度から令和6（2024）年度までに実施した設備導入対策及び令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までに実施した又は実施予定の設備導入対策を挙げる。

なお、設備導入対策に係る工事等においては、しゅん工（完了）した日に属する年度を実施した年度とする。

- （イ） 次に、一覧に挙げた設備導入対策ごとに、基本的に次の式により、年度ごとの推計削減量を計算する。

推計削減量の基準算定式

年度ごとの推計削減量

$$= (\text{対策実施前のエネルギー使用量} - \text{対策実施後のエネルギー使用量}) \\ \times \text{エネルギー種別ごとの排出係数}$$

エネルギー使用量

$$= \text{設備の出力} \cdot \text{効率等 (定格値、測定値等による値)} \times \text{対策実施の規模 (台数、容量等)} \\ \times \text{事業活動の状況 1 (稼働時間等)} \times \text{事業活動の状況 2 (設備負荷の状況等)}$$

※ 事業活動の状況 1 及び事業活動の状況 2 については、事業活動の変動による推計削減量への影響を排除するため、対策実施前及び対策実施後の算定のいずれにおいても、対策実施前の値を用いる。なお、再エネ設備の導入対策については、設備ごとに適切な式を用いて算定を行うこと。

設備導入対策ごとに算定された年度ごとの推計削減量を合計し、その合計値を当該設備導入対策の県外クレジット算定期間における推計削減量とする。なお、都外クレジット算定期間の途中で設備導入対策を実施した場合は、当該設備導入対策の効果が生じる年度から県外クレジット算定期間の終了の年度までの期間のみの推計削減量を合計する。

(ウ) 最後に、一覧に挙げた全ての設備導入対策の県外クレジット算定期間における推計削減量の合計値を、県外クレジット算定期間の各年度の基準排出量の合計値で除して推計削減率を算定する。ただし、県外クレジット算定期間の各年度の基準排出量について、推計削減率算定時点において生じていない事由による基準排出量の変更については考慮しなくてよい。

推計削減率算定の例

県外クレジット算定期間 令和 7 (2025) 年度～令和 11 (2029) 年度
(第 4 削減計画期間全て)

基準年度 平成 29 (2017) 年度～令和元 (2019) 年度

基準排出量 1 万 tCO₂/年

算定可能年度 6 か年 (令和 7 (2025) 年度時点)

対策 1 : 高効率照明 (LED) の導入 (令和 6 (2024) 年度実施)

対策 2 : 熱源設備の更新 (令和 8 (2026) 年度実施)

対策 1 の年度ごとの推計削減量 300tCO₂/年

対策 2 の年度ごとの推計削減量 3,000tCO₂/年

県外クレジット算定期間における推計削減量 (下表のとおり)

	令和 7 年度 2025 年度	令和 8 年度 2026 年度	令和 9 年度 2027 年度	令和 10 年度 2028 年度	令和 11 年度 2029 年度
対策 1	300tCO ₂	300tCO ₂	300tCO ₂	300tCO ₂	300tCO ₂
対策 2		(対策実施)	3,000tCO ₂	3,000tCO ₂	3,000tCO ₂

推計削減量 = 300tCO₂/年 × 5 年 + 3,000tCO₂/年 × 3 年 = 10,500tCO₂

推計削減率 = 10,500tCO₂ ÷ (1 万 tCO₂/年 × 5 年) = 21%

推計削減率が 11% 以上となっているので、算定・申請可能と判断される。

イ 削減量認定申請時における推計削減率の算定

削減量認定申請時における推計削減率は、**県外クレジット算定期間**に実際に実施した設備導入対策の推計削減量の合計を**県外クレジット算定期間**の各年度の基準排出量で除して算出する。

推計削減率の算定の手順は、基本的に当初申請時と同様であるが、当初申請時に計画した設備導入対策のうち実際に実施したものについては、当初申請時の計算方法の設備の出力・効率等や対策実施の規模に対応する実績値を用いて削減量を算出するものとする。ただし、事業活動の状況については、対策実施前の値を用いる。

当初申請時に計画していない設備導入対策については、**9 ページ** (イ) の基本算定式を用いて新たに削減量を算出する。

第3章 削減量の算定

第2章で説明した算定・申請の要件を満足した県外大規模事業所において、県外クレジットを算定する方法について、本章で説明する。

1 削減量の基本算定式

県外クレジットは、基準排出量から年度排出量を減じて得た量のうち、削減目標量を超えて削減した量に占める省エネ対策及び再エネ利用（オンサイト・オフサイト）による削減相当量（基準排出量の8%を上限）をクレジットとして発行することができる。また、県外クレジットは、削減量算定期間全体で算定するものとする。

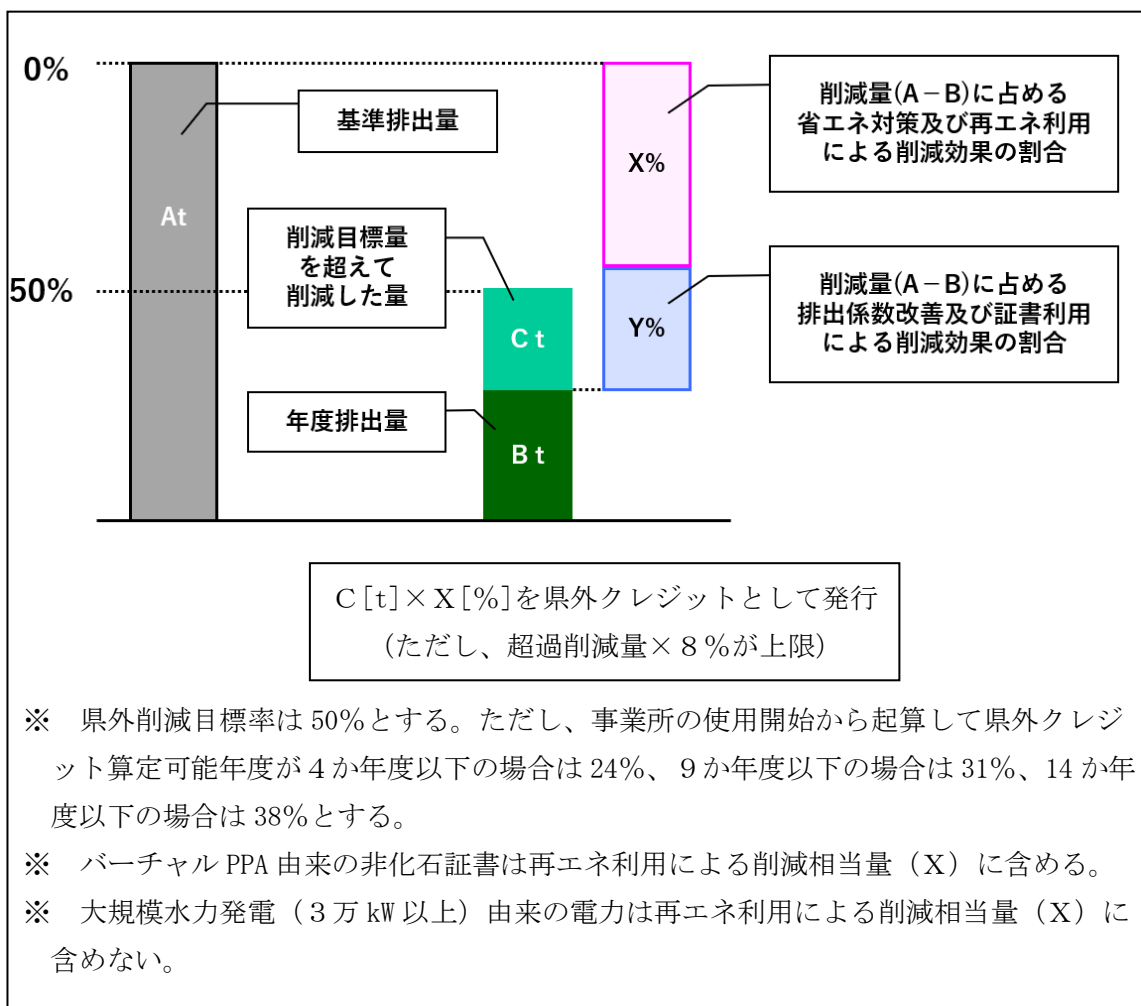


図2 県外クレジット（県外削減量）の算定方法

2 基準排出量

(1) 概要

基準排出量は、次の式により求める。

基準排出量

= 基準年度の目標設定ガス排出量の平均の量

※ 基準年度は、(2)で定める方法により事業者が選択する3か年度、2か年度又は1か年度

なお、県内大規模事業所の場合における排出標準原単位を用いた基準排出量の算定方法は、用いることができない。

(2) 基準年度の決定

基準年度は、次のアからウまでに基づき決定する。ただし、決定した基準年度における目標設定ガス排出量及び地球温暖化対策の推進の程度は、第2章で説明した県外クレジットを算定・申請できる要件に関係するため、基準年度の選択に当たっては、その年度の目標設定ガス排出量が平均15万t-CO₂以下であること及び地球温暖化対策の推進の程度が十分であることにも留意すること。

ア 県外クレジットの算定開始年度が平成23(2011)年度の事業所の場合

この場合の基準年度は、平成14(2002)年度から平成19(2007)年度までの間のいずれか連続する3か年度のうちから、県外クレジットを算定する事業者が選択する年度とする。

ただし、当該3か年度のうちその県外大規模事業所の目標設定ガス排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあつては、当該年度を除く2か年度とすることができる。

イ 県外クレジットの算定開始年度が平成24(2012)年度以降の事業所の場合

この場合の基準年度は、県外クレジットの算定開始年度の4か年度前の年度から前年度までの4か年度のうち、いずれか連続する3か年度で、県外クレジットを算定する事業者が選択する3か年度とする。

ただし、当該3か年度のうちその県外大規模事業所の目標設定ガス排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあつては、当該年度を除く2か年度又は1か年度(県外クレジットの算定が可能となる最初の年度が平成27(2015)年度以降の場合)とすることができる。

ウ 特例措置

ア又はイのいずれの場合においても、その決定方法では基準年度として不適当であると認められる場合は、知事が適当と認める方法により決定することができる。

また、第4削減計画期間に限り、ア又はイにおいて、基準年度における特定温室効果ガス排出量が算定できない場合、基準年度は令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までとする。この場合、県外削減目標率は、原則どおり、事業所の使用開始年度を踏まえて設定するものとする。

（3）基準排出量の変更

算定された基準排出量は、原則として県外クレジット算定年度の全ての年度に共通して用いられるが、県外大規模事業所に著しい状況の変更があった場合には、基準排出量を変更しなければならない。

基準排出量の変更基準及び変更方法は、県内大規模事業所と同様とする。なお、詳細は、エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドラインを参照すること。

3 目標設定ガス排出量の算定

削減量算定期間の各年度について、目標設定ガス排出量を算定する。把握・算定の方法は県内大規模事業所と同様である。詳細はエネルギー起源CO₂排出量算定ガイドラインを参照すること。

ただし、他人から供給された電気、都市ガス及び他人から供給された熱（蒸気・温水・冷水）の対象年度の排出係数は、報告年度に国が公表する数値を使用し、把握できない場合は、事業所で算定した数値を使用することができる。算定した数値については、検証機関による検証を受ける必要がある。さらに、都市ガスの単位発熱量は、都市ガス事業者ごとに異なるため、各地域の都市ガス事業者が供給する都市ガスの当該年度の単位発熱量を使用する。

都市ガスの使用量について、県外の都市ガス事業者から供給を受けている場合は、エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドラインに従い、標準環境状態（温度が25度で圧力が1バールの状態に換算した状態）へ換算した後の値を使用する。また、この場合、エネルギー起源CO₂排出量算定資料（エクセル）における燃料等の種類としては「その他燃料」を選択し、記入すること。

なお、エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドラインの第2部第2章第4に規定する事業所範囲の変更及び第2部第6章5及び6に規定する算定方法は適用しない。

4 県外削減目標率

県外削減目標率は、50%とする。ただし、事業所の使用開始から起算して県外クレジット算定可能年度が4か年度以下の場合は24%、9か年度以下の場合は31%、14か年度以下の場合は38%とする。

なお、県外削減目標率は、県内大規模事業所における目標削減率に相当するものであるが、県内大規模事業所における用途等の区分による目標削減率の設定及び目標削減率の軽減措置（トップレベル事業所の仕組み等）は、適用されない。

5 削減量算定期間

(1) 原則

県外クレジットの削減量算定期間は、基本的には、県内大規模事業所に適用される削減計画期間と同じ期間について、その期間内の全ての年度である。

すなわち、県外クレジットは、当該期間に属する4か年度または5か年度の削減量（場合によっては、増加量）を合計して算定され、当該期間中の一部の年度のみを抜き出して算定することはできない。

ただし、次の(2)又は(3)により、算定開始年度又は算定終了年度が、削減計画期間内にある場合においては、当該規定が優先され、当該期間中の一部の年度のみが県外クレジットの削減量算定期間となる。

なお、県内大規模事業所については、削減期間が終了していても一定の条件の下に超過削減量を年度ごとに発行できる仕組みがあるが、県外クレジットについてはこの仕組みは適用されないので、削減量算定期間が終了しなければ県外クレジットは発行されない。

(2) 算定開始年度

県外クレジットの削減量算定期間は、算定開始年度が属する削減計画期間にあっては、算定開始年度から当該削減計画期間の最終年度までとなる。

算定開始年度は、規模判定エネルギー使用量が3か年度（年度の途中から事業所の使用が開始された場合にあつては、当該年度を除く3か年度）連続して年間1,500kL以上となったときの翌年度である。

(3) 算定終了年度

県外クレジットの削減量算定期間は、算定終了年度が属する削減計画期間にあっては、当該削減計画期間の初年度から算定終了年度までとなる。

算定終了年度は、表1の左欄に掲げる状況が生じた場合には、右欄に掲げる年度となり、削減量算定期間が変更（短縮）される。

表 1 算定終了年度

状況	算定終了年度
事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止されたとき	廃止され、又はその全部が休止された日の属する年度の前年度
<u>規模判定</u> エネルギー使用量が年間1,000kL未滿となったとき	1,000kL未滿となった年度の前年度
<u>規模判定</u> エネルギー使用量が3か年度連続して1,500kL未滿となったとき	左記3か年度の中の2年度目

第3部 認定申請等の手続き

第1章 県外クレジットを発行するための全体のフロー

県外クレジットを発行するための全体のフローは図3に示すとおりである。

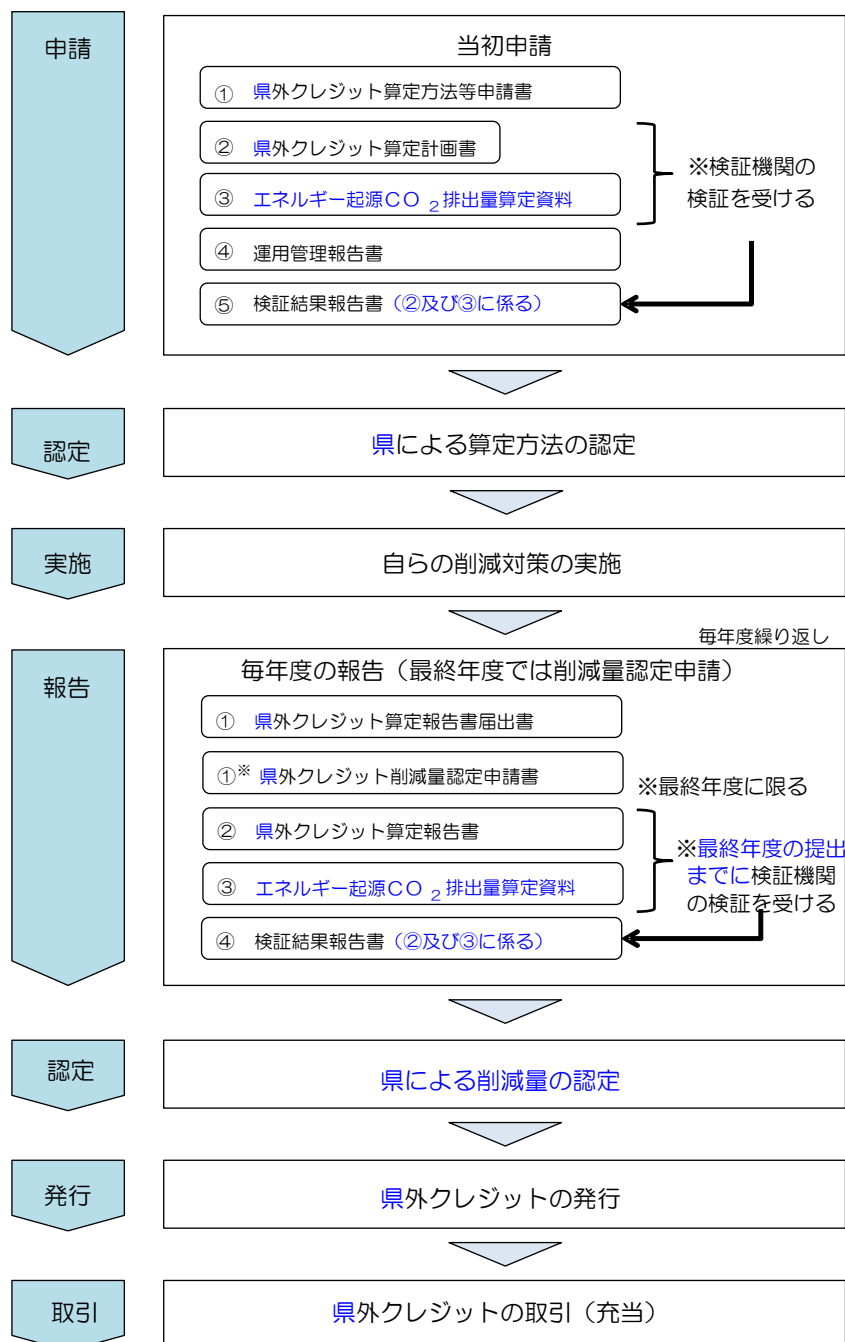


図3 手続のフロー

県外クレジットの算定・申請に当たっては、削減量の実績の報告に先立ち、事業所範囲、排出活動、燃料等使用量監視点及び基準排出量等、県外クレジットの算定方法等を決定するための当初申請を行い、埼玉県の認定を受けなければならない。

当初申請に当たっては、あらかじめ検証機関の検証を受け、検証結果報告書を添付する必要がある。このとき、検証結果報告書等は検証機関が埼玉県に提出する。そのため、申請書の提出する日以降に検証結果報告書等を検証機関が埼玉県に提出するよう、申請者と検証機関は事前に調整すること。

なお、検証を受ける際は、検証機関へ算定根拠書類を提出する必要がある。

当初申請は、「県外クレジット算定方法等申請書」により、県外クレジットの算定開始年度が令和7（2025）年度の場合にあつては令和8（2026）年9月末日までに、令和8（2026）年度以降の場合にあつては算定開始年度の9月末日までに行わなければならない。

なお、算定開始年度は、第2部第3章5（2）のとおり定まる年度であり、事業者が自由に選択できるものではない。

したがって、算定開始年度が令和7（2025）年度となる既存の県外大規模事業所が、令和8（2026）年9月末日までの申請を行わなかった場合には、県外クレジットの発行を受けることはできなくなる。

算定開始年度が令和7（2025）年度の場合における当初申請及び削減量算定報告の一般的なタイムスケジュールは図4に示すとおりである。

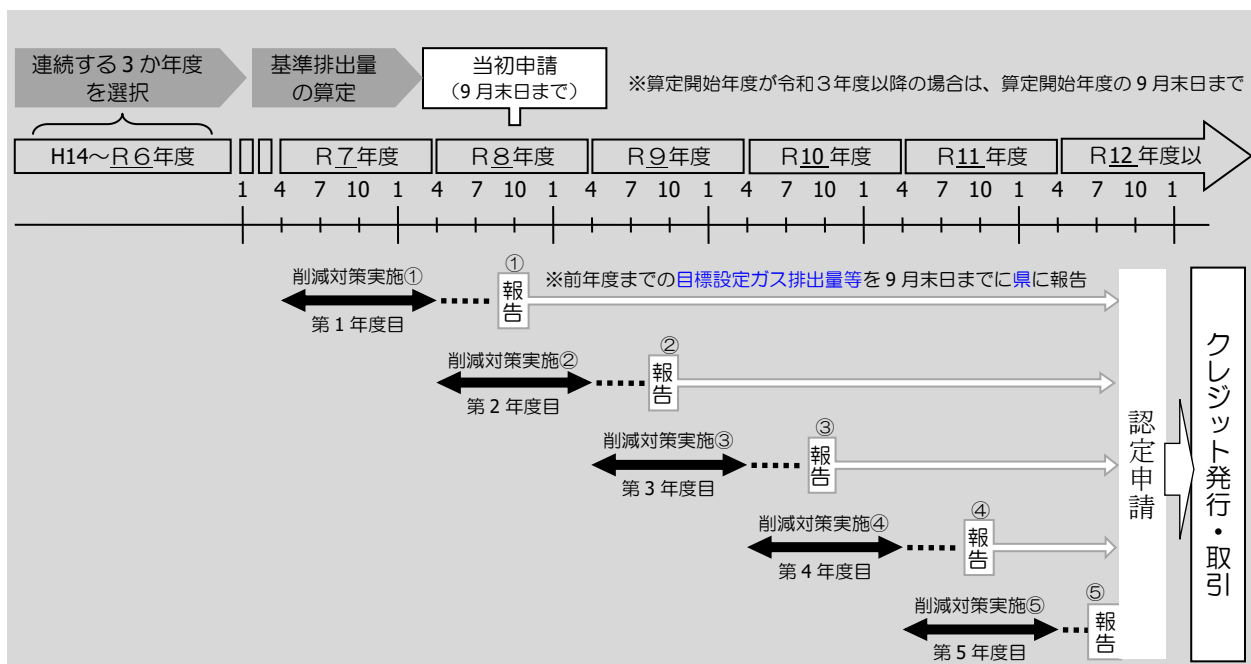


図4 タイムスケジュール

当初申請が県に認定された後は、削減量算定期間の開始年度の翌年度から、削減量算定期間の終了年度まで、毎年度、前年度までの目標設定ガス排出量及び想定される県外クレジットの量を算定し、県への報告を行わなければならない。

このとき、基準排出量又は算定終了年度を変更すべき「状況の変更」があった場合には、当該変更に係る情報もあわせて報告しなければならない。

削減量算定期間の終了年度の翌年度においては、毎年度の報告に加え、最終的な県外クレジットの量を確定し、その認定をするための削減量認定申請を行う。

毎年度の報告は「県外クレジット算定報告書届出書」により毎年度9月末日までに、削減量認定申請は「県外クレジット削減量認定申請書」により削減量算定終了年度の翌年度の9月末日までに行わなければならない。

削減量認定申請に当たっては、これまで埼玉県に提出した毎年度の報告及び削減量算定期間の終了年度の毎年度の報告についてあらかじめ検証機関の検証を受け、検証結果報告書を添付する必要がある。このとき、検証結果報告書等は検証機関が埼玉県に提出する。そのため、申請書の提出する日以降に検証結果報告書等を検証機関が埼玉県に提出するよう、申請者と検証機関は事前に調整すること。

なお、検証を受ける際は、検証機関へ算定根拠書類を提出する必要がある。

第2章 県外クレジット算定方法等申請書の作成・提出（当初申請）

1 申請者

申請者の要件としては、次のいずれかの者とする。

- ① 県外大規模事業所の所有者
- ② 県外大規模事業所の設備更新権限を有する者
- ③ ①又は②の者（以下「所有者等」という。）から県外クレジットを取得することについて同意を得た者（以下「クレジット同意受け者」という。）

県外大規模事業所において、上記①から③までに該当する者が複数いる場合においては、その中から代表者を一人定めて、申請者としなければならない。

なお、県外クレジットは申請者に対して発行されるが、発行後において、申請者以外の者が排出量取引により取得することは可能である。

2 県外クレジット算定方法等申請書等の作成

申請者は、県外大規模事業所について、事業所範囲及び燃料等使用量監視点の設定や算定・申請要件の確認を行い、基準排出量を算定し、次の書類を作成する。

- ① 県外クレジット算定方法等申請書（A号様式）
申請者の氏名、住所及び連絡先、県外大規模事業所の名称及び所在地等を記載するもの
- ② 県外クレジット算定計画書（B号様式）
算定・申請要件の確認のために要する情報（直近3か年度の規模判定エネルギー使用量、基準排出量、推計削減率等）を記載するもの
- ③ エネルギー起源CO₂排出量算定資料（I号様式）
事業所範囲及び燃料等使用量監視点の情報、規模判定エネルギー使用量及び目標設定ガス排出量の算定に係る情報等を記載するもの
- ④ 運用管理報告書（適合認定ガイドライン 第1号様式）

これらのうち、③のエネルギー起源CO₂排出量算定資料（I号様式）については、県内大規模事業所が排出量検証を受ける際に使用できる書類（算定報告書様式）を一部修正した様式である。「エネルギー起源CO₂算定ガイドライン」に従い作成すること。

また、④の運用管理報告書については、「適合認定ガイドライン」を参照すること。

3 検証機関による検証

検証機関による検証は、当初申請においては、[県外クレジット算定方法等申請書等](#)の提出書類の内容のうち、次の点について、第三者の立場で確認するものである。

- (1) 算定対象の特定が適切であるか
 - ① 事業所範囲の特定
 - ② 排出活動・燃料等使用量監視点の特定
- (2) 事業所の規模の確認が適切であるか
 - ① 直近3か年度の[規模判定](#)エネルギー使用量の算定
 - ② 基準年度の[目標設定](#)ガス排出量の算定
- (3) 計画されている（又は基準年度より後の年度において既に実施された）設備導入対策の推計削減率が適切に算定されており、かつ、推計削減率が[県外クレジット算定可能年度に対し適当であるか](#)

証拠となる根拠書類の確認、燃料等使用量監視点等に関する現物を目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、関係者へヒアリングなどによって行われる。なお、写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要がある。

根拠書類としては、建築基準法の確認申請等の公的書類、配電図等の図面、購買伝票等が用いられる（詳細は、[エネルギー起源 CO₂ 算定ガイドライン](#)を参照。）。

[県外大規模事業所](#)は、検証機関による検証を円滑に執り行うため、[県外クレジット算定方法等申請書等](#)の提出書類のほか、これらの根拠書類を事前に準備し、検証当日の検証機関からの要求には速やかに対応するものとする。

4 提出書類

申請者は、[県外クレジット](#)の算定開始年度（算定開始年度が令和7（2025）年度までの場合にあつては令和8（2026）年度）の9月末日までに、[埼玉県](#)へ次の書類を提出しなければならない。

- | | |
|---|-----|
| ① 県外クレジット算定方法等申請書 | 1部 |
| ② 県外クレジット算定計画書 | 1部 |
| ③ エネルギー起源 CO₂ 排出量算定資料（直近3か年度及び基準年度分） | 各1部 |
| ④ 運用管理報告書 | 1部 |
| ⑤ 申請者の資格を有することを証する書類 | 1部 |
| ⑥ 検証結果報告書 | 1部 |

⑥の検証結果報告書については、事業者が作成した②及び③に対して検証を実施した検証機関が発行するものである。②、③及び⑥は検証機関が埼玉県に提出する。

②及び③については、第1 [削減](#)計画期間に属する年度であっても第2 [削減](#)計画期間の排出係数を用いて算定すること。第2 [削減](#)計画期間以降の年度は、[目標設定](#)ガス排出量算定年度が属する計画期間の排出係数を用いて算定すること。

なお、第1 [削減](#)計画期間に既に③を提出している場合は、排出係数のみを変更して作成するものとし、この場合にあっては、[検証](#)を受けることを要しない。

5 埼玉県の確認及び認定の通知

埼玉県は、[県外クレジット算定方法等](#)申請書の内容について、次の点を、[検証結果報告書](#)も踏まえて確認し、[県外クレジット算定方法等](#)の認定を行う。

- (1) 算定対象の特定が適切であるか
 - ① 事業所範囲の特定
 - ② 排出活動・燃料等使用量監視点の特定
- (2) 事業所の規模の確認が適切であるか
 - ① 直近3か年度の[規模判定](#)エネルギー使用量の算定
 - ② 基準年度の[目標設定](#)ガス排出量の算定
- (3) 基準年度における対策推進の程度の確認が適切であるか
- (4) 計画されている（又は基準年度より後の年度において既に実施された）設備導入対策の推計削減率が適切に算定されており、かつ、推計削減率が[県外クレジット算定可能年度に対し適当であるか](#)

この結果、適切と認められる場合にあっては、[県外クレジット算定方法等](#)を認定することを、適切と認められない場合にあっては[県外クレジット算定方法等](#)が認められないことを「[県外クレジット算定方法等認定（認定拒否）通知書（H号様式）](#)」で申請者に対して通知する。

なお、この認定通知は、事業所範囲、基準排出量等の設定が適切であることを認定するだけのものであり、将来における[県外クレジット](#)の発行を保証するものではない。

第3章 県外クレジット算定報告書の作成・提出（毎年度の報告）

1 県外クレジット算定報告書の作成

申請者は、当初申請が認定されたときは、削減量算定期間の開始年度の翌年度から、削減量算定期間の終了年度までの毎年度、**県外大規模事業所**について、前年度の**目標設定**ガス排出量及び想定される**県外クレジット**の量を算定し、また、基準排出量又は算定終了年度を変更すべき「状況の変更」があった場合は、その情報を含めて、次の書類を作成する。

① **県外クレジット算定報告書届出書（C様式）**

申請者の氏名、住所及び連絡先、**県外大規模事業所**の名称及び所在地等を記載するもの

② **県外クレジット算定報告書（D号様式）**

県外大規模事業所における前年度までの年度ごとの**目標設定**ガス排出量、基準排出量及び**県外クレジット**の削減量算定期間の変更に係る情報等を記載するもの

③ **エネルギー起源 CO₂ 排出量算定資料（I号様式）**

前年度の**目標設定**ガス排出量の算定に係る情報等を記載するもの

これらのうち、③の**エネルギー起源 CO₂ 排出量算定資料（I号様式）**については、**県内大規模事業所**が排出量検証を受ける際に使用できる書類（算定報告書様式）を一部修正した様式である。「**エネルギー起源 CO₂ 算定ガイドライン**」に従い作成を行う。

2 検証機関による検証

検証機関による検証は、毎年度の報告においては、**県外クレジット算定報告書等**の提出書類の内容のうち、次の点について、第三者の立場で確認するものである。

(1) 算定対象の特定が適切であるか

- ① 事業所範囲の特定
- ② 排出活動・燃料等使用量監視点の特定

(2) 前年度の**目標設定**ガス排出量が適切であるか

(3) 実施された設備導入対策の推計削減量が適切に算定されているか

検証は、証拠となる根拠書類の確認、基準排出量の変更要件に係る状況等に関する現物を目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、関係者へヒアリングなどによって行われる。根拠書類としては、購買伝票等が用いられる（詳細は、**エネルギー起源 CO₂ 算定ガイドライン**を参照すること。）。**県外大規模事業所**は、検証機関による検証を円滑に執り行うため、**県外クレジット算定方法等申請書等**の提出書類のほか、これらの根拠書類を事前に準備し、検証当日の検証機関からの要求には速やかに対応するものとする。

3 提出書類

申請者は、削減量算定開始年度の翌年度から、削減量算定終了年度まで、毎年度、9月末日までに、①～③の書類を、埼玉県へ提出しなければならない。

また、各年度分の④の書類を算定終了年度翌年度の9月末日（削減量認定申請時）までに埼玉県へ提出しなければならない。

- | | |
|---|----|
| ① 県外クレジット算定報告書届出書 | 1部 |
| ② 県外クレジット算定報告書 | 1部 |
| ③ エネルギー起源 CO ₂ 排出量算定資料（前年度分） | 1部 |
| ④ 検証結果報告書 | 1部 |

④の検証結果報告書については、事業者が作成した②及び③に対して検証を実施した検証機関が発行するものである。②、③及び④は検証機関が埼玉県に提出する。

ただし、検証を受けていない場合は、検証を受ける前の②及び③を申請者が埼玉県に提出する。（提出後に検証を受けた場合は、追って②、③及び④を検証機関が埼玉県に提出する。）

4 埼玉県の確認

埼玉県は、県外クレジット算定報告書の内容について、次の点を、検証結果報告書も踏まえて確認する。

- (1) 算定対象の特定が適切であるか
 - ① 事業所範囲の特定
 - ② 排出活動・燃料等使用量監視点の特定
- (2) 前年度の目標設定ガス排出量が適切であるか
- (3) 実施された設備導入対策の推計削減量が適切に算定されているか

この結果、適切と認められる場合にあつては、埼玉県は特段の通知等を行わず、不適切な内容がある場合のみ、県外クレジット算定報告書等の内容の修正を、申請者に対して指示する。

埼玉県からの指示があつた場合には、申請者は速やかに対応しなければならない。

第4章 県外クレジット削減量認定申請書の作成・提出（削減量認定申請）

1 県外クレジット削減量認定申請書の作成

申請者は、削減量認定申請を行うときは、**県外大規模事業所**について、前年度（削減量算定期間の終了年度）の**目標設定**ガス排出量、最終的に**県外クレジット**として認定され得る量（以下「認定可能削減量」という。）及び実際に実施した対策による推計削減率を算定して、次の書類を作成する。

なお、前年度において基準排出量又は算定終了年度を変更すべき「状況の変更」があった場合は、その情報も含めて作成する。

① **県外クレジット削減量認定申請書（E号様式）**

申請者の氏名、住所及び連絡先、**県外大規模事業所**の名称及び所在地、認定可能削減量等を記載するもの

② **県外クレジット算定報告書（D号様式）**

県外大規模事業所における前年度までの年度ごとの**目標設定**ガス排出量、推計削減率、基準排出量及び**県外クレジット**の削減量算定期間の変更に係る情報等を記載するもの

③ **エネルギー起源 CO₂ 排出量算定資料（I号様式）**

前年度の**目標設定**ガス排出量の算定に係る情報等を記載するもの

これらのうち、③の**エネルギー起源 CO₂ 排出量算定資料（I号様式）**については、**県内大規模事業所**が排出量検証を受ける際に使用できる書類（算定報告書様式）を一部修正した様式である。「**エネルギー起源 CO₂ 算定ガイドライン**」に従い作成を行う。

2 検証機関による検証

検証機関による検証は、削減量認定申請においては、**県外クレジット削減量認定申請書**等の提出書類の内容のうち、次の点について、第三者の立場で確認するものである。

(1) 算定対象の特定が適切であるか

① 事業所範囲の特定

② 排出活動・燃料等使用量監視点の特定

(2) 前年度の**目標設定**ガス排出量が適切であるか

(3) 実際に実施した設備導入対策による推計削減率は適切に算定されており、かつ、推計削減率が基準を満たしているか

(4) 認定可能削減量が適切に算定されているか

検証は、証拠となる根拠書類の確認、基準排出量の変更要件に係る状況等に関する現物を目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、関係者へヒアリング

などによって行われる。

根拠書類としては、購買伝票等が用いられる（詳細は、[エネルギー起源 CO₂ 算定ガイドライン](#)を参照すること。）。

県外大規模事業所は、検証機関による検証を円滑に執り行うため、[県外クレジット算定方法等申請書等](#)の提出書類のほか、これらの根拠書類を事前に準備し、検証当日の検証機関からの要求には速やかに対応するものとする。

3 提出書類

申請者は、削減量算定終了年度の翌年度の9月末日までに、[①～④の書類を、埼玉県へ提出しなければならない。](#)

- | | |
|-----------------------------------|----|
| ① 県外クレジット削減量認定申請書 | 1部 |
| ② 県外クレジット算定報告書 | 1部 |
| ③ エネルギー起源 CO ₂ 排出量算定資料 | 1部 |
| ④ 検証結果報告書 | 1部 |

④の検証結果報告書については、事業者が作成した②、③及び毎年度の報告時に申請者が作成した[エネルギー起源 CO₂ 排出量算定資料](#)に対して検証を実施した検証機関が発行するものである。[検証未実施の年度について、②、③及び④を検証機関が埼玉県に提出する。](#)

4 埼玉県の確認及び認定の通知

埼玉県は、[県外クレジット削減量認定申請書](#)の内容について、次の点を、検証結果報告書も踏まえて確認する。

- (1) 算定対象の特定が適切であるか
 - ① 事業所範囲の特定
 - ② 排出活動・燃料等使用量監視点の特定
- (2) 削減量算定期間の毎年度の[目標設定](#)ガス排出量が適切であるか
- (3) 基準排出量及び削減量算定期間が適切であるか
- (4) 実際に実施した設備導入対策による推計削減率は適切に算定されており、かつ、推計削減率が基準を満たしているか
- (5) 認定可能削減量が適切に算定されているか

埼玉県は、[県外クレジット](#)の削減量を認定し、又は認定しなかったときは、申請者に対して、[県外削減量認定（認定拒否）通知書（J号様式）](#)を通知する。

なお、当該通知は、[県外クレジット](#)が発行可能な量を認定したものであり、[県外クレジット](#)を削減量口座簿（[指針別表第5 1](#)の削減量口座簿をいう。以下同じ。）に

発行し、排出量取引又は充当を行えるようにするためには、別途、[県外クレジット](#)の発行申請が必要である。

第5章 県外クレジットの発行の申請

県外大規模事業所は、埼玉県から、県外クレジットの削減量を認定する通知があった後は、いつでも、県外クレジットの削減量口座簿への発行を申請することができる。

県外クレジットの元となる削減量を東京都制度の超過削減量又は東京都外クレジットとして二重で利用することはできない。

既に充当を行った県外クレジットの元となる削減量について、東京都制度においてクレジット化して、削減義務の充当に利用した場合、埼玉県における充当は効力を失う。

県外クレジットの削減量口座簿への発行申請の手続きについては、「目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン」を参照すること。

第6章 県外クレジットの有効期間

埼玉県から発行された県外クレジットを利用できる期間は、認定を受けた削減量の算定対象年度に応じて異なり、算定対象年度を含む削減計画期間の翌削減計画期間まで利用することが可能である（充当手続は、各削減計画期間の整理期間（削減計画期間の終了年度の翌年度の9月末）終了時まで可能）。

第7章 事業所の名称等の変更

1 事業所の名称等の変更

県外クレジット算定方法等の認定を受けた申請者（以下単に「申請者」という。）は、次に掲げる事項に変更があったときは、当該変更の日から30日以内に、埼玉県へ届け出なければならない。

- ① 県外クレジット算定方法等の認定を受けた事業所の名称又は所在地
- ② 申請者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

申請者は、埼玉県への届出に当たって、次のものを提出する。

- ① 県外クレジットに係る事業所の名称等変更届（F号様式）

2 所有者又は設備更新権限を有する者（所有者等）の変更

申請者である所有者等の変更があったときは、変更後の所有者等（以下「新所有者等」という。）は、当該変更の日から30日以内に、埼玉県へ当該変更について届け出なければならない。

新所有者等は、埼玉県への届出に当たって、次のものを提出する。

- ① 県外クレジットに係る所有者等変更届（G号様式）
- ② 申請者の資格を有することを証する書類

申請者がクレジット同意受け者の場合であって、所有者等の変更があった場合は、当該変更後の所有者等はクレジット同意受け者への同意も含めて当該変更前の所有者等の地位を承継し、クレジット同意受け者が引き続き申請者となるものとする。

なお、申請者ではない所有者等に変更があったときについては、埼玉県へ届け出る必要はない。

3 クレジット同意受け者の変更

申請者であるクレジット同意受け者の変更があったときは、変更後のクレジット同意受け者（以下「新同意受け者」という。）は、当該変更の日から30日以内に、埼玉県へ当該変更について届け出なければならない。

この場合において、この届出の日以降は、新同意受け者が、当該変更の前のクレジット同意受け者（以下「前同意受け者」という。）に代わり申請者となる。

新同意受け者は、埼玉県への届出に当たって、次のものを提出する。

- ① 県外クレジットに係る所有者等変更届（G号様式）

- ② 新同意受け者が所有者等から県外クレジットを取得することについて同意を得た事を証する書類
- ③ 所有者等から前同意受け者に対する同意が解消されたことを証する書類

なお、法人の合併等により、前同意受け者が消滅した場合は、消滅したことがわかる書類の提出をもって③の書類に代えることができる。